【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2018年11月14日提出

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

【電話番号】 03-3241-9511

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 野村サービス関連株ファンド

信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 1兆5,000億円を上限とします。

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

野村サービス関連株ファンド

(以下「ファンド」といいます。なお、ファンドの愛称を「もてなしの心」とします。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まの受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆5,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口あたりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(5)【申込手数料】

取得申込日の基準価額に、3.24%(税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

(6)【申込単位】

1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2018年11月15日から2019年11月14日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(9)【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」(または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、「受託者」(または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(11)【振替機関に関する事項】

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。 株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

わが国のおもてなし関連企業 ¹の株式を実質的な主要投資対象 ²とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

- 1 当ファンドにおいて、「おもてなし関連企業」とは、世界で高く評価される日本独自のサービスや高品質の製品を国内外のユーザーに提供する企業のことを指します。
- 2 ファンドは、「サービス関連株マザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

信託金の限度額

受益権の信託金限度額は5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村サービス関連株ファンド)

《商品分類表》

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株 式
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

			有価証刻
株式	年1回	グローバル	
┃ 一般 ┃ 大型株	年2回		
中小型株	124	日本	
/ 生 光	年4回	١١, ١١,	3- 211 3- 218
債券 一般	年6回	北米 	ファミリーファンド
公債	(隔月)	区欠州	
社債	7.40 □	7,57	
その他債券 クレジット属性	年12回 (毎月)	アジア	
()	, ,	オセアニア	
┃ ┃不動産投信	日々	中南米	 ファンド・オブ・ファンズ
小割)生权信 	その他	中角木	
その他資産	()	アフリカ	
(投資信託証券 (株式 一般))		中近東	
(1水工()以()		(中東)	
資産複合			
┃() ┃ 資産配分固定型		エマージング	
資産配分変更型			

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 http://www.toushin.or.jp/

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2013年2月21日現在)

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な

収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

「独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託がに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

「投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるまのをいる。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があ

るものをいう。

- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨 の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

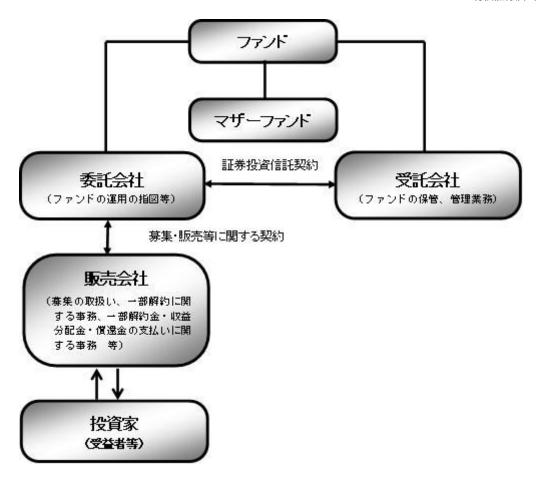
「特殊型

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとと もに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨 の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

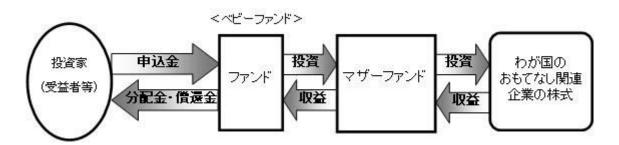
2014年5月14日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



《ファミリーファンド方式について》

ファンドはファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資 した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行な うしくみをいいます。



ファンド	野村サービス関連株ファンド		
マザーファンド	サービフ問油サフザーフランに		
(親投資信託)	サービス関連株マザーファンド		
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社		
受託会社(受託者)	三菱UFJ信託銀行株式会社		
ZHUZII (XHUA)	(再信託受託者:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)		

委託会社の概況(2018年9月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

2003年6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

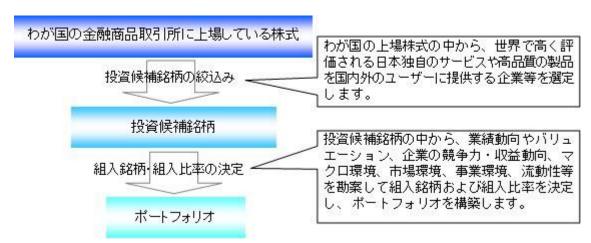
2【投資方針】

(1)【投資方針】

わが国のおもてなし関連企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

おもてなし関連企業の選定にあたっては、小売業や百貨店・コンビニ、レジャー・旅行、運輸、食料品 等のテーマを中心として、サービスや製品を通じて高い顧客満足度を提供する企業に着目します。

ポートフォリオの構築にあたっては、おもてなし関連企業の中から、競争力および業績動向、バリュエーション等を勘案して組入銘柄および組入比率を決定します。



株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

ファンドは、親投資信託である「サービス関連株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、わが国のおもてなし関連企業の株式を実質的な主要投資対象とします。

なお、株式に直接投資する場合があります。

投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限 および 」に定めるものに限ります。)に係る権利
 - ハ.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - 二. 金銭債権(イ及び八に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ.為替手形

有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるサービス関連株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい ます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものを いいます。)
- 14.投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
- 17. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 18. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20.外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券または証書のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(上記 に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2. スワップ取引

(参考)マザーファンドの概要

(サービス関連株マザーファンド) 運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国のおもてなし関連企業の株式を主要投資対象とします。

当ファンドにおいて、「おもてなし関連企業」とは、世界で高く評価される日本独自のサービスや高品質の製品を国内外のユーザーに提供する企業のことを指します。

(2) 投資態度

おもてなし関連企業の選定にあたっては小売業や百貨店・コンビニ、レジャー・旅行、運輸、食料品 等のテーマを中心として、サービスや製品を通じて高い顧客満足度を提供する企業に着目します。

ポートフォリオの構築にあたっては、おもてなし関連企業の中から、競争力および業績動向、バリュ エーション等を勘案して組入銘柄および組入比率を決定します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。

非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第18条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第19条の範囲で行ないます。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20% 以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

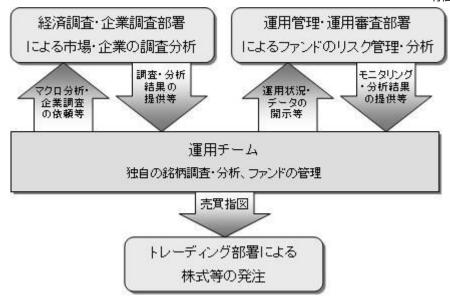
同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3)【運用体制】

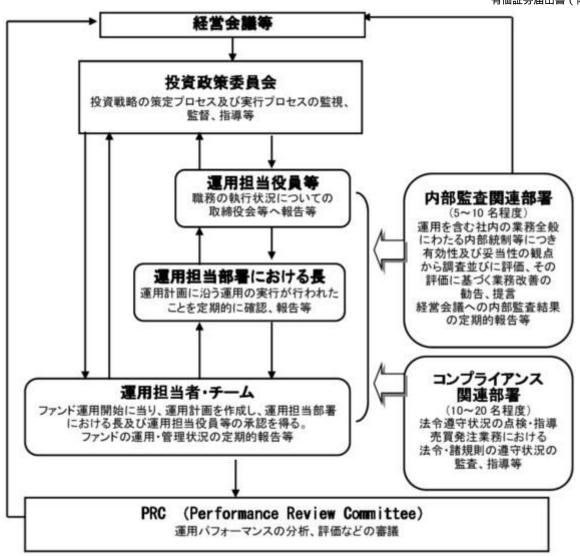
ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、 投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務 付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス 体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等 の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額 について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎年8月20日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

(5)【投資制限】

運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額 の10%以内とします。
- ・投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超 えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行な いません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

投資する株式等の範囲(信託約款)

- ()委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資す ることを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(信託約款)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図を することができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しによ り行なうことの指図をすることができるものとします。
- ()上記()の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行な うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- 2.株式分割により取得する株券
- 3. 有償増資により取得する株券
- 4. 売り出しにより取得する株券
- 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新 株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が 当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し 得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および 第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲 (信託約款)

- ()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等(株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。)ならびに「(2)投資対象」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション 取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らな い範囲内とします。
- ()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(信託約款)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものと します。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではあり ません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、 法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図 (信託約款)

- ()委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ()委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めた ときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(信託約款)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純

資産総額の10%を超えないこととします。

- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ()委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- ()当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの<u>運用に</u>よる損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、<u>投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落</u>により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。また、ファンドは、特定のテーマに絞った株式に実質的に投資を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広いテーマで株式に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用は ありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行に なる可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を 超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけ るファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

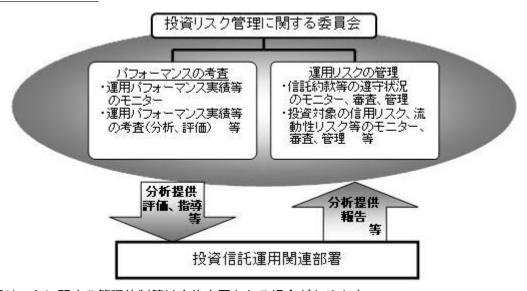
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、 審議を行ないます。

運用リスクの管理

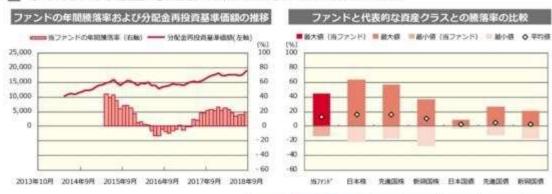
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是 正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■ リスクの定量的比較 (2013年10月末~2018年9月末:月次)



	MOVSE"	日本株	先进国株	新興協株	日本国債	先進国債	新興等
最大価 (%)	44.6	64.2	57.1	37.2	9.3	26.6	20.8
扇小值 (%)	△ 13.5	A 22.0	: 4:17.5	△.27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均值 (%)	12.9	15.7	16.3	10.5	2.1	5.3	2.7

- *分配会再投資基準価額は、税引的の分配会を再投資したものとみ なして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、 設定日の属する月末より表示しております。
- *年間機落率は、2015年5月から2018年9月の各月末における 1年間の騰落率を表示したものです。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *2013年10月から2018年9月の5年間(当ファンドは2015 年5月から2018年9月)の各月末における1年間の騰落率の最 大備・最小債・平均値を表示したものです。
- *決弾日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金両投資基準価額の騰落率です。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
 - < 代男的な商品クラスの相談>
 - 日本株:東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

 - 先達国株: MSCI-KOKUSAI 指数(配当込み、円ベース) 新興国株: MSCI エマーシング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本原值: NOM (RA-RPI 四個
 - 先進国債: FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペ
 - 新興国債:アモルカン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマーシング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- ○東道株種指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み) は、株式会社東京証券取引所(原東京証券取引所)の知的財産であり。
- 東正珠機制設(TOPIX)能能込み)・・・東証釋価階級(TOPIX)(配施込み)は、株式会社東京証券取引所(原東京証券取引所)の知的財産であり、指数 の資出、指数機の公害、利用など両指数に関するすべての権利は、検東京証券取引所が有しています。なお、本部品は、検束京証券取引所により提供、保证 又は販売されるものではなく、検束京証券取引所は、ファントの発行又は売資に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。 MSCI-KOKUSAI 能数(配当込み、円ペース)、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)・・・MSCI-KOKUSAI 能数(配当込み、円ペース)、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース) は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所利 様子の他一切の批判は、MSCI に帰属します。また MSCI は、関指数の内容を変更する維料および公差を停止する様料を有しています。 NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券核式会社の表別に関係します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関して 対理点を命じ、利用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関して 対理点を命じ、はおは、
- 切責任を負いません。 FTSE 世界関係インデックス (降く日本、ヘッジなし・円へ
- 完全性、砂酸性、利用性を保証するものではなく、NGMURA-BPI 国債を用いて行われる契利アセットマネシメント株式会社の多量活動、サービスに関して助債任を負いません。
 FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッシなし・円ペース)・・・FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッシなし・円ペース)は、FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLC が有しています。
 JP モルカン・カバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・ブローバル・ディバーシファイド(円ペース)・・・「JP モルカン・カバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・ブローバル・ディバーシファイド(円ペース)・・・「JP モルカン・カバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・ブローバル・ディバーシファイド(円ペース)」(ここでは「指数)とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに設定することなく、情報としてのか存用されるものであり、金銭商品の売資を制造、何らかの売買の公式なコンファメーション。歳、は指数に関連する何らかの売品の価値で制度を決めるものでもありません。また、投資機能や配金における会計アドバイスを活的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。ままれる情報は適切なしに変更されることがあります。通知のJCフィーマンスは研究のリターンを示理するものではありません。本資料に含まれる発行体の金銭が高について、JPM やその設定機のプロング・ショート関方を含めてボジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、条行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または資金になっている可能性もあります。
 米国のJ.R Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー)は、無数に関する経済に発達しまり、指数スを指摘における投資を確認に適能を対しまする。アクティング、トレーディングに関する機能または決定を続いていて、またを表的市場における投資機会を確認に適能とするのいとそれを目的とする推奨の可言について、制設スポンサーはでは多りますん。指数は指数スポンサーはではまりまり、その対産権はすべて指数スポンサーに得難します。
 JPMSILLCは NASD、NYSE、SIPC の会員です。JPMorgan Chase Bank、NA、JPSI、J.P. Morgan Securities P.C.。またはその関係会社が投資銀行学業を行う際に使用する名称です。

銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込日の基準価額に、3.24%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税

抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.35%(税抜年1.25%)の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り(税抜)とします。

<委託会社> <販売会社> <受託会社> <受託会社> 年0.60% 年0.60% 年0.05%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の 6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

支払先の役務の内容

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに	購入後の情報提供、運用	ファンドの財産の保管・
伴う調査、受託会社への	報告書等各種書類の送	管理、委託会社からの指
指図、法定書面等の作	付、口座内でのファンド	図の実行等
成、基準価額の算出等	の管理および事務手続き	
	等	

(4)【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、 当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等 に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファ ンドから支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、 信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離 課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除の適用があります。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315% および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収 が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに 限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ <u>特定</u> 公社債 ^(注1) の利子	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の	・上場株式の配当
・ <u>公募</u> 公社債投資信託の収	・譲渡益	・公募株式投資信託の収益
益分配金	・譲渡損	分配金

- (注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行され た公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。
- (注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。 換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡 益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。 なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

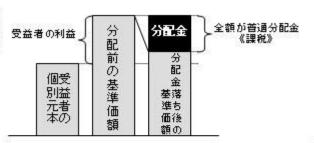
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

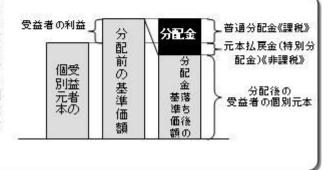
分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本と同額の場合または受益者の個別元 本を上回っている場合には分配金の全額 が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本を下回っている場合には、その下回る 部分の額が元本払戻金(特別分配金)とな り、分配金から元本払戻金(特別分配金) を控除した額が普通分配金となります。な お、受益者が元本払戻金(特別分配金)を 受け取った場合、分配金発生時にその個別 元本から元本払戻金(特別分配金)を控除 した額が、その後の受益者の個別元本とな ります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2018年9月末現在)が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2018年9月28日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

野村サービス関連株ファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,934,005,373	100.01
現金・預金・その他資産(負債控除後)		665,787	0.01
合計(純資産総額)		3,933,339,586	100.00

(参考)サービス関連株マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	5,401,157,000	96.23
投資証券	日本	123,690,000	2.20
現金・預金・その他資産(負債控除後)		87,639,155	1.56
合計 (純資産総額)	5,612,486,155	100.00	

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

野村サービス関連株ファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1		親投資信託 受益証券	サービス関連株マザーファンド	1,942,335,032	1.8147	3,524,755,383	2.0254	3,934,005,373	100.01

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.01
合 計	100.01

(参考)サービス関連株マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通 信業	17,600	9,984.00	175,718,400	11,470.00	201,872,000	3.59

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

								有価証券	届出書 (内国投	<u>資信i</u>
2	日本	株式	日本水産	水産・農 林業	262,000	601.53	157,601,481	740.00	193,880,000	3.45
3	日本	株式	ソニー	電気機器	27,600	6,000.00	165,600,000	6,966.00	192,261,600	3.42
4	日本	株式	東京急行電鉄	陸運業	89,600	1,787.00	160,115,200	2,078.00	186,188,800	3.3
5	日本	株式	ファーストリテイリン グ	小売業	3,100	48,960.00	151,776,000	57,920.00	179,552,000	3.19
6	日本	株式	日本航空	空運業	43,700	3,974.00	173,663,800	4,084.00	178,470,800	3.17
7	日本	株式	エムスリー	サービス 業	67,600	2,222.50	150,241,000	2,578.00	174,272,800	3.10
8	日本	株式	ファンケル	化学	31,100	5,070.00	157,677,000	5,580.00	173,538,000	3.09
9	日本	株式	ドンキホーテホール ディングス	小売業	29,800	5,150.00	153,470,000	5,750.00	171,350,000	3.05
10	日本	株式	西武ホールディングス	陸運業	83,000	1,942.35	161,215,844	2,043.00	169,569,000	3.02
11	日本	株式	シップヘルスケアホー ルディングス	卸売業	37,300	4,050.00	151,065,000	4,395.00	163,933,500	2.92
12	日本	株式	日本新薬	医薬品	21,900	6,160.00	134,904,000	7,450.00	163,155,000	2.90
13	日本	株式	日立製作所	電気機器	40,900	3,640.00	148,876,000	3,860.00	157,874,000	2.8
14	日本	株式	ヤクルト本社	食料品	16,900	7,994.04	135,099,331	9,310.00	157,339,000	2.80
15	日本	株式	ペプチドリーム	医薬品	34,500	3,810.00	131,445,000	4,530.00	156,285,000	2.7
16	日本	株式	朝日インテック	精密機器	31,200	3,965.00	123,708,000	4,960.00	154,752,000	2.7
17	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	31,600	4,558.59	144,051,657	4,861.00	153,607,600	2.7
18	日本	株式	三井住友フィナンシャ ルグループ	銀行業	32,700	4,351.00	142,277,700	4,586.00	149,962,200	2.6
19	日本	株式	丸井グループ	小売業	49,700	2,344.00	116,496,800	2,804.00	139,358,800	2.48
20	日本	株式	ヤマトホールディング ス	陸運業	39,500	3,365.00	132,917,500	3,488.00	137,776,000	2.4
21	日本	株式	ツルハホールディング ス	小売業	9,600	12,350.00	118,560,000	13,990.00	134,304,000	2.39
22	日本	株式	任天堂	その他製 品	3,100	36,670.00	113,677,000	41,460.00	128,526,000	2.29
23	日本	株式	東京海上ホールディン グス	保険業	20,900	5,341.00	111,626,900	5,637.00	117,813,300	2.09
24	日本	株式	東急不動産ホールディ ングス	不動産業	134,500	727.00	97,781,500	792.00	106,524,000	1.89
25	日本	株式	パーソルホールディン グス	サービス 業	38,300	2,515.15	96,330,370	2,665.00	102,069,500	1.8
26	日本	株式	住友不動産	不動産業	25,000	3,737.00	93,425,000	4,080.00	102,000,000	1.8
27	日本	株式	小野薬品工業	医薬品	31,700	2,839.00	89,996,300	3,215.00	101,915,500	1.8
28	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ データ	情報・通 信業	58,500	1,350.00	78,975,000	1,573.00	92,020,500	1.6
29	日本	株式	東レ	繊維製品	105,000	802.60	84,273,000	853.50	89,617,500	1.5
30	日本	株式	BEENOS	小売業	43,500	1,820.00	79,170,000	1,912.00	83,172,000	1.48

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	3.45
		食料品	3.18
		繊維製品	1.59
		化学	4.95
		医薬品	12.69
		ゴム製品	1.32
		電気機器	8.10

		1月1111 計算
	輸送用機器	1.00
	精密機器	3.37
	その他製品	2.29
	陸運業	8.79
	空運業	3.17
	情報・通信業	6.10
	卸売業	2.92
	小売業	12.83
	銀行業	2.67
	証券、商品先物取引業	0.75
	保険業	3.67
	その他金融業	0.63
	不動産業	5.48
	サービス業	7.19
投資証券		2.20
合 計		98.43

【投資不動産物件】

野村サービス関連株ファンド 該当事項はありません。

(参考)サービス関連株マザーファンド 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

野村サービス関連株ファンド

該当事項はありません。

(参考)サービス関連株マザーファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

野村サービス関連株ファンド

2018年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

純資産総額 (百万円)		1口当たり純	自出書(内国投資信託 「資産額(円)
(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
1,163	1,169	1.1094	1.1154
7,757	7,909	1.5289	1.5589
10,512	10,655	1.2470	1.2640
5,251	5,336	1.4166	1.4396
3,607	3,682	1.5803	1.6133
4,981		1.5020	
4,532		1.5873	
4,288		1.6357	
4,153		1.6652	
4,189		1.7091	
4,070		1.6412	
3,952		1.6467	
3,793		1.6677	
3,779		1.6790	
3,745		1.6628	
3,725		1.6535	
3,738		1.6431	
3,933		1.7620	
	(分配落) 1,163 7,757 10,512 5,251 3,607 4,981 4,532 4,288 4,153 4,189 4,070	(分配落) (分配付) 1,163	(分配落) (分配付) (分配落) 1,163 1,169 1.1094 7,757 7,909 1.5289 10,512 10,655 1.2470 5,251 5,336 1.4166 3,607 3,682 1.5803 4,981 1.5020 4,532 1.5873 4,288 1.6357 4,153 1.6652 4,189 1.7091 4,070 1.6412 3,952 1.6467 3,793 1.6677 3,779 1.6790 3,745 1.6628 3,725 1.6535 3,738 1.6431

【分配の推移】

野村サービス関連株ファンド

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2014年 5月14日~2014年 8月20日	0.0060円
第2計算期間	2014年 8月21日~2015年 8月20日	0.0300円
第3計算期間	2015年 8月21日~2016年 8月22日	0.0170円
第4計算期間	2016年 8月23日~2017年 8月21日	0.0230円
第5計算期間	2017年 8月22日~2018年 8月20日	0.0330円

【収益率の推移】

野村サービス関連株ファンド

	計算期間	収益率
第1計算期間	2014年 5月14日~2014年 8月20日	11.5%
第2計算期間	2014年 8月21日~2015年 8月20日	40.5%
第3計算期間	2015年 8月21日~2016年 8月22日	17.3%
第4計算期間	2016年 8月23日~2017年 8月21日	15.4%

第5計算期間	2017年 8月22日~2018年 8月20日	13.9%
--------	-------------------------	-------

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

野村サービス関連株ファンド

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2014年 5月14日~2014年 8月20日	1,128,591,152	80,223,896	1,048,367,256
第2計算期間	2014年 8月21日~2015年 8月20日	6,773,801,954	2,748,156,080	5,074,013,130
第3計算期間	2015年 8月21日~2016年 8月22日	7,382,581,596	4,026,486,582	8,430,108,144
第4計算期間	2016年 8月23日~2017年 8月21日	618,679,715	5,341,944,142	3,706,843,717
第5計算期間	2017年 8月22日~2018年 8月20日	391,610,904	1,815,839,663	2,282,614,958

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報



運用実績 (2018年9月28日現在)

基準価額・純資産の推移(日次:股定来)

基準価額(分配後、1万口あたり)(左軸) 🚃 純資産総額(右軸) (円) 20,000 15,000 15,000 10,000 10,000 5,000 5,000 2014年5月 2015年5月 2016年5月 2017年5月 2018年5月

▶ 分配の推移

(1万口あたり、課税前) 2018年8月 330 2017年8月 230 円 2016年8月 170 円 2015年8月 円 300 2014年8月 60 円 設定来累計 1,090

■ 主要な資産の状況

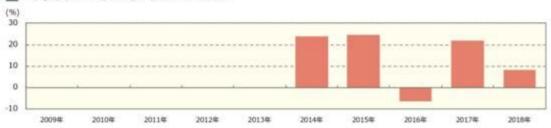
実質的な銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	業種	投資比率(%)
1	ソフトバンクグループ	情報・通信業	3.6
2	日本水産	水産・農林栗	3.5
3	ソニー	電気機器	3.4
4	東京急行電鉄	陸運業	3.3
5	ファーストリテイリング	小売業	3.2
6	日本航空	空運業	3.2
7	エムスリー	サービス業	3.1
8	ファンケル	化学	3.1
9	ドンキホーテホールディングス	小売業	3.1
10	西武ホールディングス	陸運業	3.0

実質的な業種別投資比率(上位)

順位	業種	投資比率 (%)
1	小売業	12.8
2	医薬品	12.7
3	陸運業	8.8
4	電気機器	8.1
5	サービス業	7.2

年間収益率の推移(暦年ペース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。 ・2014年は設定日(2014年5月14日)から年末までの収益率。
- ・2018年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、 委託会社ホームベージで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- ・申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。
- ・取得申込の受付けについては、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売 会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。 野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)
<受付時間 > 営業日の午前9時~午後5時
インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

・販売の単位は、1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位とします。 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約 を締結した場合、当該契約で規定する 取得申込の単位によるものとします。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

- ・受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。
- ・販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ・金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消す場合があります。

購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳し くは販売会社にお問い合わせください。

2【換金(解約)手続等】

- ・受益者は、委託者に1万口単位、1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。
- ・受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ・一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。
- ・換金価額は、換金のお申込み日の基準価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

- ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- ・解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の 請求の受付けを取り消す場合があります。
- ・一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の 一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合 には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部 解約の実行の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳し くは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益

証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2024年8月20日までとします。(2014年5月14日設定)

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

原則として、毎年8月21日から翌年8月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

- ()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による 決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決 議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この 信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知 を発します。
- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が 属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、 議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しない ときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数 をもって行ないます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。
- ()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託 契約を解約し信託を終了させます。

()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c)運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更等

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ()委託者は、上記()の事項(上記()の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が 属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、 議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しない ときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ()上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合 にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決さ れた場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告 は、日本経済新聞に掲載します。

(f)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

()受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反 して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者 は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が 受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

()委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g)反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行なうことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容
- (i)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに 当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として 取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日 までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」を ご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(2017年8月22日から2018年8月20日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【野村サービス関連株ファンド】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第4期 (2017年 8月21日現在)	第5期 (2018年 8月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	144,736,462	114,023,396
親投資信託受益証券	5,249,591,442	3,599,957,733
未収入金	15,800,000	500,000
流動資産合計	5,410,127,904	3,714,481,129
資産合計	5,410,127,904	3,714,481,129
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	85,257,405	75,326,293
未払解約金	26,085,993	6,197,985
未払受託者報酬	1,895,366	1,026,868
未払委託者報酬	45,488,764	24,644,671
未払利息	193	225
その他未払費用	113,661	61,551
流動負債合計	158,841,382	107,257,593
負債合計	158,841,382	107,257,593
純資産の部		
元本等		
元本	3,706,843,717	2,282,614,958
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,544,442,805	1,324,608,578
(分配準備積立金)	108,050,752	323,869,793
元本等合計	5,251,286,522	3,607,223,536
純資産合計	5,251,286,522	3,607,223,536
負債純資産合計	5,410,127,904	3,714,481,129

(2)【損益及び剰余金計算書】

				(単位:円)
	自至	第4期 2016年 8月23日 2017年 8月21日	自 至	第5期 2017年 8月22日 2018年 8月20日
営業収益				
有価証券売買等損益		1,492,146,590		706,866,291
営業収益合計		1,492,146,590		706,866,291
営業費用				
支払利息		25,520		13,985
受託者報酬		4,502,413		2,253,929
委託者報酬		108,057,716		54,093,974
その他費用		270,031		135,113
営業費用合計		112,855,680		56,497,001
営業利益又は営業損失()		1,379,290,910		650,369,290
経常利益又は経常損失()		1,379,290,910		650,369,290
当期純利益又は当期純損失()		1,379,290,910		650,369,290
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()		697,860,431		282,811,252
期首剰余金又は期首欠損金()		2,082,491,297		1,544,442,805
剰余金増加額又は欠損金減少額		209,966,662		254,559,015
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額		209,966,662		254,559,015
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,344,188,228		766,624,987
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		1,344,188,228		766,624,987
分配金		85,257,405		75,326,293
期末剰余金又は期末欠損金()		1,544,442,805		1,324,608,578

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法 規投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理 た説明 的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年 8月22日から2018年 8月 20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第4期			第5期	
	2017年 8月21日現在			2018年 8月20日現在	
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1 .	計算期間の末日における受益権の総数	汝
	3,706,843,71	7口			2,282,614,958□
2 .	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		2 .	計算期間の末日における1単位当たり	の純資産の額
	1口当たり純資産額 1.416	門		1口当たり純資産額	1.5803円
	(10,000口当たり純資産額) (14,166	円)		(10,000口当たり純資産額)	(15,803円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期			第5期			
自 2016	年 8月23日			自 2017	7年 8月22日	
至 2017	′年 8月21日			至 2018	3年 8月20日	
			1.	 分配金の計算過程		
項目				項目		
費用控除後の配当等収益額	А	78,432,161円		費用控除後の配当等収益額	А	53,134,936円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円		費用控除後・繰越欠損金補填	В	289,459,512円
後の有価証券売買等損益額				後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	1,436,392,053円		収益調整金額	С	1,000,738,785円
分配準備積立金額	D	114,875,996円		分配準備積立金額	D	56,601,638円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,629,700,210円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,399,934,871円
当ファンドの期末残存口数	F	3,706,843,717□		当ファンドの期末残存口数	F	2,282,614,958口
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	4,396円		10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	6,133円
額				額		
10,000口当たり分配金額	Н	230円		10,000口当たり分配金額	Н	330円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	85,257,405円		収益分配金金額	I=F×H/10,000	75,326,293円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第4期	第5期
自 2016年 8月23日	自 2017年 8月22日
至 2017年 8月21日	至 2018年 8月20日
1.金融商品に対する取組方針	1.金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第	同左
4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用	
の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資とし	
て運用することを目的としております。	
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コー	同左
ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の	
2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及	
び流動性リスクにさらされております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	3.金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員	同左
会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行	
なっております。	
市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把	
握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっておりま	
す。	
信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関す	
る情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた	
組入制限等の管理を行なっております。	
流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を	
把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2)金融商品の時価等に関する事項

第4期	第5期
2017年 8月21日現在	2018年 8月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	同左
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
<i>h</i> _•	
2 . 時価の算定方法	2 . 時価の算定方法

親投資信託受益証券	同左
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して	
おります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	
ります。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第4期	第5期
自 2016年 8月23日	自 2017年 8月22日
至 2017年 8月21日	至 2018年 8月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1 元本の移動

	第4期			第5期	
E	自 2016年 8月23日		自 20	017年 8月22日	
2	至 2017年 8月21日		至 20	018年 8月20日	
期首元本額		8,430,108,144円	期首元本額		3,706,843,717円
期中追加設定元本額		618,679,715円	期中追加設定元本額		391,610,904円
期中一部解約元本額		5,341,944,142円	期中一部解約元本額		1,815,839,663円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	第4期	第5期	
種類	自 2016年 8月23日	自 2017年 8月22日	
	至 2017年 8月21日	至 2018年 8月20日	
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	754,856,312	435,887,125	
合計	754,856,312	435,887,125	

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2018年8月20日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2018年8月20日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益	日本円	サービス関連株マザーファンド	1,984,760,025	3,599,957,733	
証券	小計	銘柄数:1	1,984,760,025	3,599,957,733	
		組入時価比率:99.8%		100.0%	
	合計			3,599,957,733	

- (注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。
- (注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。
- 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「サービス関連株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

サービス関連株マザーファンド

貸借対照表

	(単位:円)
	(2018年 8月20日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	47,937,824
株式	5,043,545,750
投資証券	125,182,500
未収入金	34,045,205
未収配当金	4,239,290
流動資産合計	5,254,950,569
資産合計	5,254,950,569
負債の部	
流動負債	
未払金	38,511,147
未払解約金	500,000
流動負債 未払金	, ,

	(2018年 8月20日現在)
未払利息	95
流動負債合計	39,011,242
負債合計	39,011,242
純資産の部	
元本等	
元本	2,875,654,028
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	2,340,285,299
元本等合計	5,215,939,327
純資産合計	5,215,939,327
負債純資産合計	5,254,950,569

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	I.,
1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	投資証券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金
	原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しておりま
	ब .
	投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分
	配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。

(貸借対照表に関する注記)

2018年 8月20日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.8138円
(10,000口当たり純資産額)	(18,138円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2017年 8月22日 至 2018年 8月20日

1.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組 入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2018年 8月20日現在

1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2018年 8月20日現在	
期首	2017年 8月22日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	4,998,296,981円
同期中における追加設定元本額	182,432,356円
同期中における一部解約元本額	2,305,075,309円
期末元本額	2,875,654,028円
期末元本額の内訳 *	
野村サービス関連株ファンド	1,984,760,025円
野村サービス関連株ファンド(米ドルコース)	890,894,003円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2018年8月20日現在)

(単位:円)

種類	洛华	通貨	#生=1****	評価額		
但只	近代的	株式数 -	単価	金額	備者	
株式	日本円	日本水産	230,000	600.00	138,000,000)
		サカタのタネ	1,600	3,560.00	5,696,000)
		ヤクルト本社	13,900	7,960.00	110,644,000)
		味の素	21,900	1,930.50	42,277,950	
		フジッコ	18,100	2,325.00	42,082,500)
			105,000	802.60	84,273,000)
		ファンケル	31,100	5,070.00	157,677,000)
		フマキラー	29,800	1,731.00	51,583,800)
		日東電工	9,100	8,392.00	76,367,200	
		武田薬品工業	19,100	4,536.00	86,637,600)
			800	6,149.00	4,919,200)
		日本新薬	21,900	6,160.00	134,904,000)
		小野薬品工業	31,700	2,839.00	89,996,300)
		そーせいグループ	13,600	1,310.00	17,816,000	
		大塚ホールディングス	12,000	4,849.00	58,188,000)
		ペプチドリーム	34,500	3,810.00	131,445,000	
		ヘリオス	11,400	1,650.00	18,810,000)
		オカモト	60,000	1,215.00	72,900,000	
		ダイキン工業	2,600	13,380.00	34,788,000)
		日立製作所	242,000	728.00	176,176,000)
		三菱電機	44,100	1,475.50	65,069,550	
		ソニー	27,600	6,000.00	165,600,000)
		マクセルホールディングス	11,000	1,769.00	19,459,000)
		京セラ	800	6,771.00	5,416,800)
		スズキ	6,200	7,453.00	46,208,600)
		ナカニシ	14,700	2,194.00	32,251,800)

朝日インテック	38,200	3,965.00	151,463,000
任天堂	3,100	36,670.00	113,677,000
東京急行電鉄	98,600	1,787.00	176,198,200
西武ホールディングス	74,500	1,938.00	144,381,000
ヤマトホールディングス	53,600	3,365.00	180,364,000
日本航空	43,700	3,974.00	173,663,800
マネーフォワード	4,400	4,305.00	18,942,000
エヌ・ティ・ティ・データ	58,500	1,350.00	78,975,000
ソフトバンクグループ	20,500	9,984.00	204,672,000
シップヘルスケアホールディングス	37,300	4,050.00	151,065,000
BEENOS	43,500	1,820.00	79,170,000
セブン&アイ・ホールディングス	2,500	4,613.00	11,532,500
ツルハホールディングス	9,600	12,350.00	118,560,000
ドンキホーテホールディングス	33,800	5,150.00	174,070,000
丸井グループ	77,200	2,344.00	180,956,800
ファーストリテイリング	3,700	48,960.00	181,152,000
三井住友フィナンシャルグループ	32,700	4,351.00	142,277,700
カブドットコム証券	110,000	361.00	39,710,000
SOMPOホールディングス	7,600	4,671.00	35,499,600
第一生命ホールディングス	9,500	2,058.50	19,555,750
東京海上ホールディングス	24,900	5,341.00	132,990,900
オリックス	14,000	1,735.00	24,290,000
東急不動産ホールディングス	134,500	727.00	97,781,500
パーク24	15,700	3,215.00	50,475,500
三井不動産	26,900	2,496.00	67,142,400
三菱地所	14,000	1,805.50	25,277,000
住友不動産	25,000	3,737.00	93,425,000
UTグループ	15,400	3,175.00	48,895,000
エムスリー	42,500	4,445.00	188,912,500
ディー・エヌ・エー	4,300	1,871.00	8,045,300
ラウンドワン	30,000	1,432.00	42,960,000
共立メンテナンス	3,800	4,810.00	18,278,000
銘柄数:58			5,043,545,750
組入時価比率:96.7%			100.0%
			5,043,545,750

合計

- (注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。
- (2)株式以外の有価証券(2018年8月20日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券		円 星野リゾート・リート投資法人 投 資証券		26,414,000	
		インヴィンシブル投資法人 投資証 券	1,250	60,312,500	
		ジャパン・ホテル・リート投資法 人 投資証券	460	38,456,000	
	小計	銘柄数:3	1,757	125,182,500	
		組入時価比率:2.4%		100.0%	
	合計			125,182,500	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村サービス関連株ファンド

2018年9月28日現在

資産総額	3,980,232,868円
負債総額	46,893,282円
純資産総額(-)	3,933,339,586円
発行済口数	2,232,304,383□
1口当たり純資産額(/)	1.7620円

(参考)サービス関連株マザーファンド

2018年9月28日現在

資産総額	5,660,733,505円
負債総額	48,247,350円
純資産総額(-)	5,612,486,155円
発行済口数	2,771,011,615□
1口当たり純資産額(/)	2.0254円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法 その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2018年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は指名委員会等設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の 重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

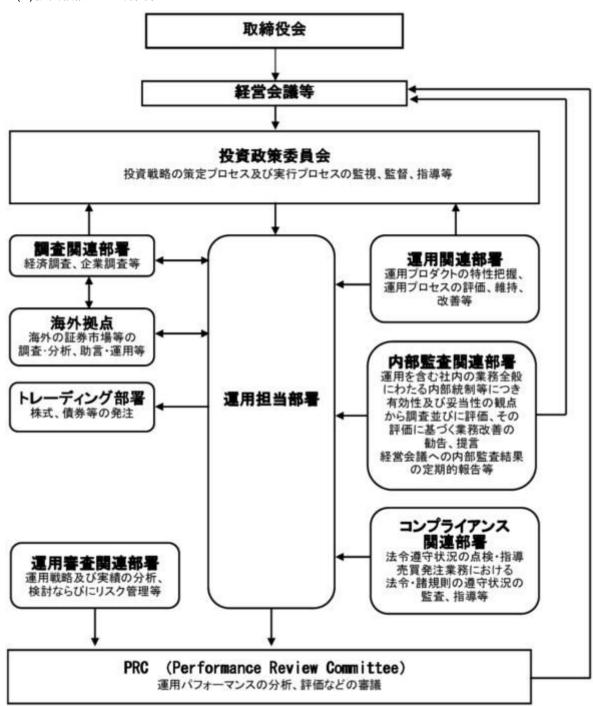
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上(但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者)で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、八)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うととともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2018年8月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)

追加型株式投資信託	1,012	27,076,889
単位型株式投資信託	128	681,998
追加型公社債投資信託	14	5,462,269
単位型公社債投資信託	397	1,791,767
合計	1,551	35,012,922

3【委託会社等の経理状況】

- 1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度		当事業年度	
			3月31日)	ヨ争耒午及 (2018年 3	2日31日)
	注章□	(20174-3	מוטח)	(20104-3	, (1) (1)
区分	注記 番号	金額(百	5万円)	金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			127		919
金銭の信託			52,247		47,936
有価証券			15,700		22,600
前払金			33		0
前払費用			2		26
未収入金			495		464
未収委託者報酬			16,287		24,059
未収運用受託報酬			7,481		6,764
繰延税金資産			1,661		2,111
その他			42		181
貸倒引当金			11		15
流動資産計			94,066		105,048
固定資産					
有形固定資産			1,001		874
建物	2	377		348	
器具備品	2	624		525	
無形固定資産			7,185		7,157
ソフトウェア		7,184		7,156	

				1月111111111111111111111111111111111111
その他	0		0	
投資その他の資産		13,165		13,825
投資有価証券	1,233		1,184	
関係会社株式	8,124		9,033	
従業員長期貸付金	-		36	
長期差入保証金	44		54	
長期前払費用	37		36	
前払年金費用	2,594		2,350	
繰延税金資産	960		962	
その他	170		168	
貸倒引当金	-		0	
固定資産計		21,353		21,857
資産合計		115,419		126,906

		前事業年度		当事業年度	
		(2017年 3	(2017年 3 月31日)		3月31日)
	注記				
区分	番号	金額(百	1万円)	金額(百	ョカ円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金			98		133
未払金	1		10,401		17,853
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		31		31	
未払手数料		5,242		7,884	
関係会社未払金		4,438		7,930	
その他未払金		687		2,005	
未払費用	1		9,461		12,441
未払法人税等			714		2,241
前受収益			39		33
賞与引当金			4,339		4,626
流動負債計			25,055		37,329
固定負債					
退職給付引当金			2,947		2,938
時効後支払損引当金			538		548
固定負債計			3,485		3,486
負債合計			28,540		40,816
(純資産の部)					
株主資本			86,837		86,078
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,927		55,168
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,242		54,483	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,635		29,876	
評価・換算差額等			41		11
その他有価証券評価差額金			41		11
純資産合計			86,878		86,090

負債・純資産合計		115.419	126,906

(2)【損益計算書】

		(自 2016年	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		業年度 ₹4月1日 ₹3月31日)
区分	注記番号	金額(百	百万円)	金額(百	百万円)
営業収益					
委託者報酬			96,594		115,907
運用受託報酬			28,466		26,200
その他営業収益			266		338
営業収益計			125,327		142,447
営業費用					
支払手数料			39,785		45,252
広告宣伝費			1,011		1,079
公告費			0		0
調査費			26,758		30,516
調査費		5,095		5,830	
委託調査費		21,662		24,685	
委託計算費			1,290		1,376
営業雑経費			4,408		5,464
通信費		162		125	
印刷費		940		966	
協会費		76		79	
諸経費		3,228		4,293	
営業費用計			73,254		83,689
一般管理費					
給料			11,269		11,716
役員報酬	2	301		425	
給料・手当		6,923		6,856	
賞与		4,044		4,433	
交際費			126		132
旅費交通費			469		482
租税公課			898		1,107
不動産賃借料			1,222		1,221
退職給付費用			1,223		1,119
固定資産減価償却費			2,730		2,706
諸経費			8,118		9,122
一般管理費計			26,059		27,609
営業利益			26,012		31,148

		前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)

					日川皿ガ
営業外収益					
受取配当金	1	7,397		4,031	
受取利息		0		4	
金銭の信託運用益		684		-	
その他		379		362	
営業外収益計			8,461		4,398
営業外費用					
支払利息		17		2	
金銭の信託運用損		-		312	
時効後支払損引当金繰入額		16		13	
為替差損		33		46	
その他		9		31	
営業外費用計			77		405
経常利益			34,397		35,141
特別利益					
投資有価証券等売却益		26		20	
関係会社清算益		41		-	
株式報酬受入益		59		75	
特別利益計			126		95
特別損失					
投資有価証券等評価損		6		2	
固定資産除却損	3	9		58	
特別損失計			15		60
税引前当期純利益			34,507		35,176
法人税、住民税及び事業税			7,147		10,775
法人税等調整額			1,722		439
当期純利益			25,637		24,840

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

	株主資本										
		資本剰余金				利益剰余金					
						その他利	」益剰余金		株主		
	資本金	 その(f 資本	その他	資本	利益		繰	利益	資本		
	貝삭亚		資 本 剰余金	剰余金	準備金	別途	越	剰余金	合計		
		— MH 372	剰余金	合 計	十冊並	積立金	利益	合 計			
							剰余金				
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606		
当期変動額											
剰余金の配当							38,407	38,407	38,407		
当期純利益							25,637	25,637	25,637		

							H	叫叫力用山自	
株主資本以外の									
項目の当期変動									
額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	12,769	12,769	12,769
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837

(単位:百万円)

			` ,
	評価・換		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	5,349	5,349	104,956
当期変動額			
剰余金の配当			38,407
当期純利益			25,637
株主資本以外の項目			
の当期変動額(純	5,308	5,308	5,308
額)			
当期変動額合計	5,308	5,308	18,078
当期末残高	41	41	86,878

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本									
		資本剰余金		利益剰余金							
						その他利	益剰余金		株主		
	資本金	資本	その他	資本	利益		繰	利 益	資本		
	貝쑤亚	準備金	資本	剰余金	準備金	別途	越	剰余金	合計		
		午佣並	剰余金	合 計	1	積立金	利 益	合 計			
							剰余金				
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837		
当期変動額											
剰余金の配当							25,598	25,598	25,598		
当期純利益							24,840	24,840	24,840		
株主資本以外											
の項目の当期											
変動額(純											
額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	758	758	758		
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078		

	評価・排		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剰余金の配当			25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目			
の当期変動額(純	29	29	29
額)			
当期変動額合計	29	29	788
当期末残高	11	11	86,090

[重要な会計方針]

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しておりま

す。)

時価のないもの ... 移動平均法による原価法

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方 法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物38~50年附属設備8~15年構築物20年器具備品4~15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4 . 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基 づく将来の支払見込額を計上しております。

5.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

6.連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[未適用の会計基準等]

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日)

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

2019年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[表示方法の変更に関する注記]

(貸借対照表)

前事業年度において、流動負債の「その他未払金」に含めて表示していた「関係会社未払金」は、 金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。この結果、前事業年度の貸借対 照表において、「流動負債」の「その他未払金」に表示していた4,438百万円は、「関係会社未払 金」4,438百万円として組み替えております。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末		当事業年度末		
(2017年3月31日)		(2018年 3 月31日)		
1 . 関係会社に対する資産及び負債	į	1 . 関係会社に対する資産	及び負債	
区分掲記されたもの以外で各科	4目に含まれている	区分掲記されたもの以	外で各科目に含まれている	
ものは、次のとおりであります。		ものは、次のとおりであ	ります。	
未払費用	938百万円	未払費用	1,781百万円	
 2.有形固定資産より控除した減価	i償却累計額	2 . 有形固定資産より控除	した減価償却累計額	
建物	681百万円	建物	708百万円	
器具備品	3,331	器具備品	3,491	
合計	4,013		4,200	

損益計算書関係

前事業年度		当事業	年度
(自 2016年4月	1日	(自 2017年	4月1日
至 2017年3月	31日)	至 2018年	3月31日)
1 . 関係会社に係る注記		1.関係会社に係る注記	
区分掲記されたもの以外で	三関係会社に対するもの	区分掲記されたものり	人外で関係会社に対するもの
は、次のとおりであります。		は、次のとおりでありま	す。
受取配当金	5,252百万円	受取配当金	4,026百万円
支払利息	17	支払利息	2
2.役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議 ります。	に基づき支給されてお	2.役員報酬の範囲額 (同2	Ξ)

-百万円
0
9
9

. 固定負産除却預		
建物		4百万円
器具備品		0
ソ フ ト ウ ア	I	53
合計		58

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2016年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額34,973百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額6,790円基準日2016年3月31日効力発生日2016年6月24日

配当財産が金銭以外である場合における当該財産の総額

2016年10月27日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 株式会社野村総合研究所の株式

配当財産の帳簿価額3,064百万円1株当たり配当額594円87銭効力発生日2016年10月27日

配当財産の種類 株式会社ジャフコの株式

配当財産の帳簿価額282百万円1 株当たり配当額54円93銭効力発生日2016年10月27日

配当財産の種類 朝日火災海上保険株式会社の株式

配当財産の帳簿価額87百万円1株当たり配当額16円89銭効力発生日2016年10月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。 普通株式の配当に関する事項 配当金の総額25,598百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,970円基準日2017年3月31日効力発生日2017年6月23日

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額25,598百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,970円基準日2017年3月31日効力発生日2017年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額24,826百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,820円基準日2018年3月31日効力発生日2018年6月25日

金融商品関係

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2017年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	127	127	-
(2)金銭の信託	52,247	52,247	-
(3)未収委託者報酬	16,287	16,287	-
(4)未収運用受託報酬	7,481	7,481	-
(5)有価証券及び投資有価証券	15,700	15,700	-
その他有価証券	15,700	15,700	-
資産計	91,843	91,843	-
(6)未払金	10,401	10,401	
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	5,242	5,242	-
関係会社未払金	4,438	4,438	-
その他未払金	687	687	-
(7)未払費用	9,461	9,461	-
(8)未払法人税等	714	714	-

負債計	20,578	20,578	-	

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券1,233百万円、関係会社株式8,124百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	4年17日	1年超	5年超	10年却
	1年以内	5年以内	10年以内	10年超
預金	127	-	-	-
金銭の信託	52,247	-	-	-
未収委託者報酬	16,287	-	-	-
未収運用受託報酬	7,481	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	15,700	-	-	-

合計 91,843 - -	合計	- -	-
---------------------	----	-------	---

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクは ほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

貸借対照表計上額	時価	差額

		T 1 P	
(1)現金・預金	919	919	-
(2)金銭の信託	47,936	47,936	-
(3)未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4)未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5)有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-
その他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6)未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7)未払費用	12,441	12,441	-
(8)未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-
·			

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

注2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	4年以由	1年超	5年超	40年却
	1年以内	5年以内	10年以内	10年超
預金	919	ı	-	ı
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	-	-	-
未収運用受託報酬	6,764	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22,600	-	-	-
合計	102,279	-	-	-

有価証券関係

前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2017年3月31日) 該当事項はありません。
- 満期保有目的の債券(2017年3月31日)
 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(2017年3月31日) 該当事項はありません。
- 4. その他有価証券(2017年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	ı	1	1
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	15,700	15,700	-
小計	15,700	15,700	-

合計	15,700 15,700	-
----	---------------	---

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2018年3月31日) 該当事項はありません。
- 2 . 満期保有目的の債券(2018年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(2018年3月31日) 該当事項はありません。
- 4. その他有価証券(2018年3月31日)

区分	貸借対照表 取得原価計上額 (百万円) (百万円)		差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの		(100	
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

- 1.採用している退職給付制度の概要
 - 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。
- 2.確定給付制度

ᄽᄼᆚᄩᇸᇫᄳᆇᅚᆣᆕᆝᄳᅩᅚᆣᆕᇰᄱᇏᅷ	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	/a aaa T.T.T.
退職給付債務の期首残高	18,692 百万円
勤務費用	889
利息費用	125
数理計算上の差異の発生額	464
退職給付の支払額	634
その他 退職給付債務の期末残高	
心性が治し	19,540
2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	15,764 百万円
期待運用収益	394
数理計算上の差異の発生額	468
事業主からの拠出額	507
退職給付の支払額	562
年金資産の期末残高	16,572
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表 及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務	に計上された退職給付引当: 16,578 百万円
及び前払年金費用の調整表	
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産	16,578 百万円 16,572 5
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務	16,578 百万円 16,572 5 2,967
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973 2,992
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973 2,992 371
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973 2,992
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973 2,992 371 352
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973 2,992 371 352 2,947 2,594
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973 2,992 371 352
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973 2,992 371 352 2,947 2,594
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973 2,992 371 352 2,947 2,594
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 (人) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973 2,992 371 352 2,947 2,594 352
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973 2,992 371 352 2,947 2,594 352
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973 2,992 371 352 2,947 2,594 352
及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 が以来をである。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 が	16,578 百万円 16,572 5 2,967 2,973 2,992 371 352 2,947 2,594 352

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	49%
株式	39%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.5%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	518
年金資産の期末残高	17,373

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

槓立型制度の退職給付債務	18,163 白万円
年金資産	17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
	<u> </u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

= 1 1	
勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	887

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

1 = 3 (= 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 =	
債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率0.9%退職一時金制度の割引率0.5%長期期待運用収益率2.5%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末		当事業年度末	
(2017年3月31日)		(2018年 3 月31日)	
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因別の	の 1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の	
内訳		内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,345	賞与引当金	1,434
退職給付引当金	913	退職給付引当金	910
投資有価証券評価減	417	投資有価証券評価減	417
未払事業税	110	未払事業税	409
関係会社株式評価減	247	関係会社株式評価減	247
ゴルフ会員権評価減	212	ゴルフ会員権評価減	207
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
時効後支払損引当金	166	時効後支払損引当金	169
子会社株式売却損	148	子会社株式売却損	148
未払子会社役務提供費用	-	未払子会社役務提供費用	121
未払社会保険料	85	未払社会保険料	107
関係会社株式譲渡益	88	関係会社株式譲渡益	-
その他	274	その他	197
繰延税金資産小計	4,183	繰延税金資産小計	4,543
評価性引当額	739	評価性引当額	735
繰延税金資産合計	3,444	繰延税金資産合計	3,808
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	18	その他有価証券評価差額金	5
前払年金費用	804	前払年金費用	728
繰延税金負債合計	822	繰延税金負債合計	733
繰延税金資産の純額	2,621	繰延税金資産の純額	3,074
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率	税等の負担率 31.0%	2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法 との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率	
(調整)	31.0%		31.0%
(間壁) 交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	(剛定) 交際費等永久に損金に算入されない項	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されな	0.170	日	0.270
い項目	6.2%	- 受取配当金等永久に益金に算入され	
タックスヘイブン税制	0.7%	ない項目	3.4%
外国税額控除	0.2%	タックスヘイブン税制	1.8%
外国子会社からの受取配当に係る外国		外国税額控除	0.2%
源泉税	0.5%	外国子会社からの受取配当に係る外	,
その他	0.2%	国源泉税	0.3%
	25.7%	その他	0.4%
_			29.3%
		_	

セグメント情報等

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1.関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の借入 (*1)	24,500	短期借入	
親会社	野 村 ホ ー ル ディングス株 式会社	東京都	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借 及び購入等	資金の返済	24,500	金	-
						役員の兼任	借入金利息の支払	17	未払費用	-

(イ)子会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービ ス業	-	サービス・製品の購入	自社利用ソ フトウェア 開発の委託 等(*2)	787	未払費用	-

(ウ)兄弟会社等

	. ,									
種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
					(被所有)割合	10.000		(百万円)		(百万円)
						当社投資信託				
						の募集の取扱	+1 次/六 (-			
						及び売出の取	投資信託に 係る事務代			
親会社の	野村證券株式	東京都	10,000	証券業		扱ならびに投	行手数料の	33,019	未払手数	4,486
子会社	会社	中央区	(百万円)	証分 来	-	資信託に係る		33,019	料	4,400
						事務代行の委	支払(*3)			
						託等				
						役員の兼任				

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - (*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。なお、株式会社野村総合研究所は、2016年10月27日より関連当事者に該当しないこととなったため、取引金額は関連当事者であった期間について、期末残高は関連当事者でなくなった時点について記載しております。
 - (*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、 ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の借入 (*1)	3,000	短期借入	
親会社	野 村 ホ ー ル ディングス株 式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等	資金の返済	3,000	金	-
						役員の兼任	借入金利息 の支払	2	未払費用	-

(イ)子会社等該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに扱 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2)	37,482	未払手数料	6,691

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - (*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、

ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません。

1株当たり情報

前事業年度		当事業年度				
(自 2016年4月	1日	(自 2017年4月1	日			
至 2017年3月:	31日)	至 2018年 3 月31	日)			
1 株当たり純資産額	16,867円41銭	1 株当たり純資産額	16,714円33銭			
1 株当たり当期純利益	4,977円49銭	1 株当たり当期純利益	4,822円68銭			
潜在株式調整後1株当たり当期終	吨利益については、潜	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜				
在株式が存在しないため記載して	おりません。	在株式が存在しないため記載しておりません。				
1株当たり当期純利益の算定上の	基礎	1株当たり当期純利益の算定上の基	疑			
損益計算書上の当期純利益	25,637百万円	損益計算書上の当期純利益	24,840百万円			
普通株式に係る当期純利益	25,637百万円	普通株式に係る当期純利益	24,840百万円			
普通株主に帰属しない金額の主	E要な内訳	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳				
該当事項はありません。		該当事項はありません。				
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株			

[重要な後発事象]

当社は、2018年4月6日付で、香港の金融持株会社である8 Limited (エイト・リミテッド、以下「エイト・リミテッド」)の株式の14.9%を取得するとともに、同社の子会社であったエイト証券株式会社(以下「エイト証券」)の株式の78.3%を取得しました。当社のエイト・リミテッド及びエイト証券に対する出資額は、それぞれ約11億円及び約16億円であり、いずれも4月上旬に払込みを行っております。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証

券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の 額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	* (b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者:日本マスタートラスト 信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

^{*2018}年8月末現在

(2)販売会社

(a)名称	* (b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容		
藍澤證券株式会社	8,000百万円			
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円			
株式会社 SBI証券	48,323百万円			
岡地証券株式会社	1,500百万円			
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	 「金融商品取引法」に定める第一種金融		
木村証券株式会社	500百万円	商品取引業を営んでいます。		
ぐんぎん証券株式会社	3,000百万円	同の収引来を言がているす。		
髙木証券株式会社	11,069百万円			
東洋証券株式会社	13,494百万円			
マネックス証券株式会社	12,200百万円			
楽天証券株式会社	7,495百万円			
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。		
碧海信用金庫	1	信用金庫法に基づき信用金庫の事業を営		
石/月	1,256百万円	んでいます。		

*2018年8月末現在

1 碧海信用金庫の資本金の額の箇所には、出資の総額を記載しております。

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

< 再信託受託者の概要 >

名称: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金 : 10,000百万円

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法

律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約 金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

委託会社は、木村証券株式会社の株式の6.3%を保有しています。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレスをコード化した図形等も含む)も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。

(8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

2018年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 雄一郎 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津 村 健二郎 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2018年4月6日付でエイト・リミテッドの株式を取得するとともに、同社の子会社であったエイト証券株式会社の株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年10月12日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

伊藤 志保

業務執行社員

指定有限責任社員

보고 사 사고 가는 무

公認会計士 森 重 俊 寛

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村サービス関連株ファンドの2017年8月22日から2018年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村サービス関連株ファンドの2018年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。